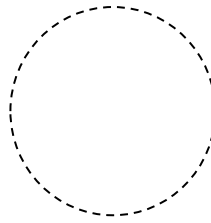


認定番号



確認	入力	受付

児童手当・特例給付 住所氏名座 変更届
 (宛先) 所沢市長

提出年月日	※受付確認年月日
令和

受給者	ふりがな		生年月日	昭和 . .
	氏名			平成 . .
	住所	〒359 - 所沢市		
電話 ()				

◎住所変更の場合のみ記入してください。

住所	〒359 - 所沢市
電話 ()	

※受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出してください。

◎児童が住所変更する場合のみ記入してください。

変更者氏名	変更前	変更後

◎氏名が変更する方のみ記入してください。

変更前	変更後

◎金融機関を変更する方のみ記入してください。登録できるのは、受給者の普通預金口座のみです。

金融機関名	支店名	口座番号
新	銀行 信用金庫 農協 労働金庫 支店 出張所 特別出張所	
		口座名義人名(カタカナ)

※金融機関変更の場合は、通帳の見開き1ページ目の写しを添付してください。

変更年月日	令和 . .
-------	--------

- ◎ ※印の欄は記入しないでください。
- ◎ 字は楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 この届は、受給者が氏名又は住所(受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地)を変更した場合、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)が氏名又は住所を変更した場合及び振込口座の変更を希望する場合に提出してください。
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が所沢市内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくこととなります。
- 3 児童の住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
- 4 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって所沢市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 5 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 6 この届は、氏名又は住所を変更してから14日以内に提出してください。